

観光資源磨き上げ支援業務仕様書

1. 委託業務名称

観光資源磨き上げ支援業務（以下「委託業務」という。）

2. 目的

本事業は、将来的なインバウンドへの展開を見据えつつ、ターゲットを国内の個人旅行型SBNR層として、一般社団法人吉野デジタルビューロー（以下、「当社」という。）、当社の正会員及び賛助会員（以下、「会員」という。）が造成している体験等のコンテンツに対して、観光資源の磨き上げに関する専門的な知見を有する専門家（以下、「専門家」という。）による伴走型指導などを通じた支援を行うことで、新型コロナウイルスの感染拡大により大きな影響を受けている会員の反転攻勢を促進するとともに、地域資源の高付加価値化を推進することを目的とする。

3. 委託業務期間

契約締結の日から令和4年2月28日（月）まで

4. 委託限度額

6,500,000円（消費税及び地方消費税を含む）

5. 委託業務の内容

下記業務の項目ごとに委託者が求める要件を定める。業務の詳細については、選定事業者の提案をもとに協議の上、決定するものとする。ただし、業務内容に変更があっても、委託上限額は変更しないものとする。

(1) コンテンツの掘り起こし・磨き上げ

① 会員へのコンテンツ募集、説明会の実施

本事業への参加者募集、本事業に参画する会員（以下、「対象会員」という。）と専門家の連絡調整、専門家による対象会員のコンテンツ造成への助言など、本事業が円滑に進むよう進捗を管理すること。また、対象会員に対して、専門的な知見を有する講師によるセミナーを開催するとともに、本事業の説明会を実施すること。

- ・対象会員は5社以上想定
- ・進捗管理のため専門家との会議を月1回開催することを想定

② コンテンツ造成

会員から応募のあったコンテンツについて、専門家の指導のもと、価格設定、流通手段及び販売促進などの対象会員からの相談に応じながら、対象会員ごとに価格帯の異なる

三つ程度の体験コンテンツを造成すること。

- ・ターゲット市場にとっての「魅力」、あるいは「課題」を把握し、会員に磨き上げや改善についての助言、指導を行うこと。
- ・対象会員から応募のあったコンテンツと当町の代表的な地域資源（下記ア～ウ）を組み合わせることで、普段はできない上質な体験といった高付加価値なコンテンツを造成すること。
 - ア. 歴史文化（世界遺産の構成資産である修験道の総本山金峯山寺といった寺社仏閣や参詣道「大峯奥駈道」等）
 - イ. 産業（日本遺産で認められている造林発祥の地のストーリー及び構成文化財（特に吉野の天然林と人工林、造林技術、製材・割箸・樽丸製作技術、吉野葛・柿の葉寿司等の食文化など）
 - ウ. 自然（国立公園「吉野熊野国立公園」、「県立吉野川・津風呂湖自然公園」、桜・紅葉といった自然景観等）
- ・競合する他地域の観光商品を把握し、差別化に関する助言、指導を行うこと。

③ テストマーケティングの実施

対象会員ごとに造成した価格帯の異なるコンテンツについて、販路の開拓及び販売プロモーション等を含めた試験販売を行い、市場反応を確認するテストマーケティングを行うこと。テストマーケティングで得られた改善点等を磨き上げ項目とし、当社及び対象会員へフィードバックを行うこと。

(2) 流通・販売促進支援

① 上位商品の磨き上げ・商品化

市場のニーズに沿った観光商品へと磨き上げるため、対象会員ごとに売れ筋上位のコンテンツについて、テストマーケティングで得られた改善点等の磨き上げ項目に基づき、専門家の助言、指導のもと、伴走的に支援すること。

② モニターツアーによる検証

上記①で商品化したコンテンツを組み合わせたモニターツアーを造成、催行すること。モニターツアーの結果分析と本格販売に向けた改善点を洗い出し、当社及び対象会員へフィードバックすること。

- ・モニターツアーについては、上記「5（1）②コンテンツ造成」のア～ウに記載の地域資源ごとに一つ以上のツアーを造成、催行すること。
- ・モニターツアーに招聘するものは、専門家2名程度及び当社CRMシステム「吉野ポイントカード」会員のうち、ターゲットとなる層から3名程度を選定することとし、最大5名程度を想定する。

・モニターツアーは1泊2日を想定する。

(3) 成果のとりまとめ

本事業で得られた知見やノウハウなどを取りまとめ、対象会員以外の会員が自主的に観光資源やコンテンツの磨き上げに取り組める様に手順や留意点を説明した報告書を提出すること。

(4) その他事業を遂行するために必要な業務

6. 成果品の納品及び委託金の支払い等

(1) 成果品の納品

受託者は、本業務における成果品として以下のものを納品する。

- ① 業務報告書（下記②及び③の内容を含む） 3部
- ② テストマーケティング・レポート
- ③ モニターツアー・レポート
- ④ 上記①～③の電子データ（DVD-R等） 1式

完成原稿はPDF、編集可能なデータはWord・Excel・Power Pointとする。

(2) 権利関係

- ① 本業務における成果品及び業務作成上の資料の著作権については、委託者に帰属するものとし、指定する時期に速やかに引き渡すものとする。
- ② 受注者は、本業務における成果品及び業務作成上の資料等に文献その他の資料を引用する場合、その出典を明記するものとする。
- ③ 素材に含まれる第三者の著作権、肖像権その他全ての権利についての交渉、処理は、本業務の中で受託者が行うこととする。
- ④ 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担により対応するものとする。

(3) 完了検査

- ① 受託者は、業務を完了したときは、遅滞なく業務完了届を提出するとともに、本仕様書で指定した成果品及び成果品納品書を提出し、当社の検査を受けるものとする。
- ② 受託者は、検査の承認（合格）をもって業務の完了とする。なお、成果品に不備等があり検査が不合格となった場合は、受託者は速やかにこれを修正すること。

(4) 委託金の支払い

- ① 受託者は、検査の承認（合格）をもって業務が完了したときは、速やかに委託金の請求書を委託者に提出するものとする。
- ② 委託者は、受託者から委託金請求書を受領したときは、速やかにこれを支払うものとする。

(5) 留意事項

- ① 当社は本業務を円滑に遂行するため、委託業務の進捗状況について報告を求めることができる。
- ② 委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ当社の承諾を得た場合は、この限りでない。
- ③ 委託業務の遂行上知り得た秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。委託業務が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- ④ 委託業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この委託業務が終了し、又は解除された後においても、同様とする。
- ⑤ 委託業務の履行にあたり、自己の責めに帰すべき事由により当社に損害を与えたときは、その損害の責めを負う。
- ⑥ 委託業務の実施に要した経費は、帳簿及びすべての証拠書類を備え、常に収支の状況を明らかにし、委託業務の完了の日の属する年度の終了後 5 年間保存しなければならない。
- ⑦ 委託業務に係る成果物の著作権は当社に帰属するものとする。
- ⑧ この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又はこの仕様書に定めのない事項については、必要に応じて協議の上定めることとする。